

## 10月はリデュース・リユース・リサイクル（3R）推進月間

循環型社会を構築するためには、法制度の整備だけでなく、行政、事業者、消費者の幅広い参加による運動を展開し、国民一人一人の理解と協力を得ることが不可欠です。そこで、関係省庁では、毎年10月を「リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）【3R】推進月間」と定めて、幅広く国民への啓発活動を展開しています。

### 酒類製造業者の3R

- ・容器の軽量化
- ・リターナブルびんの導入、利用と積極的な回収

### 酒類流通業者の3R

- ・レジ袋の使用削減。簡易包装の推進
- ・リターナブルびんの周知や消費者からの回収
- ・環境にやさしい容器を利用した商品の取扱い

### 消費者の3R

- ・買い物袋の持参や簡易包装の励行
- ・環境にやさしい容器を利用した商品の優先選択
- ・決められた分別排出の励行や集団回収への協力

- 詳細は国税庁ホームページへ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) -

この啓発活動の一環として、国税庁では、酒類の「リターナブルびん」は繰り返し使える大切な資源であることの周知を図るとともに、酒類容器のリサイクルへの協力を酒類業者と消費者に広く呼びかけています。

「リターナブルびん」とは、回収後、洗浄されて繰り返し再使用されるびんです。代表的なものにはビールびんや一升びんがあり、ビールびんはほぼ100%、一升びんは約90%が回収されて再使用されています。

### （皆さんへのお願い）

毎日の生活の中で、以上の点に気を配ることで容器包装の排出削減等につながります。皆さんのご協力をお願いします。

## 「津別町在宅高齢者火災警報器給付事業」のお知らせ

消防法の改正により、一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。

町では、高齢者の方々の日常生活における安心・安全を確保することを目的に住宅用火災警報器を給付いたします。

### 対象者

- ・津別町民であること
  - ・前年度の町民税が非課税であること
  - ・自己所有している住宅に居住していること
  - ・満65歳以上のひとり世帯または世帯全員が満65歳以上の世帯であること
- ただし、住民基本台帳上は別世帯であっても満65歳未満の方と同居しているとみなされる場合は対象外（二世帯住宅など）

対象者である方も申請が必要になります。

申請後、資格要件を審査し、対象者には、認定通知書を送付のうえ、津別消防署員と役場職員が設置に伺います。

### 事業期間

平成23年3月31日まで

既存住宅は、平成23年5月31日までの設置が義務付けられています。対象者の方は、この機会に本事業の申請をお願いします。

自治会内で対象と思われる家庭がある場合には、声かけをお願いします。

### お問い合わせ・申請先

役場保健福祉課介護福祉グループ ☎76-2151（内線233）



## 津別町太陽光発電システム設置費補助金

津別町では、環境負荷の少ない再生エネルギーの導入を促進し、地球温暖化対策に寄与するため、一般住宅に太陽光発電システムを設置する方を対象に補助金を交付します。

工事着手前の事前申請になりますので、設置予定の方は必ず事前にご相談ください。

### 補助対象者

町内に住所を有する方で、町内において自ら居住する住宅等に新たに太陽光発電システムを設置する方または自ら居住するための太陽光発電システム付きの住宅等（新築のものに限る）を購入する方。ただし、借地・借家等に居住している方が設置する場合は、当該土地・建物の所有者の承諾を得ていること  
町税を滞納していない方  
発電システムの利用状況等について、町が行う調査に協力できる方

### 補助対象となる太陽光発電システム

太陽光発電システムの条件（次の全てに適合するもの）

- ・低圧配電線と逆潮流有りで連結し、電力会社と電灯契約及び余剰電力の売買契約を締結できること
- ・発電出力が10kW未満の設備であること
- ・日本工業規格等で認められていること
- ・未使用であること（中古品は対象外です）

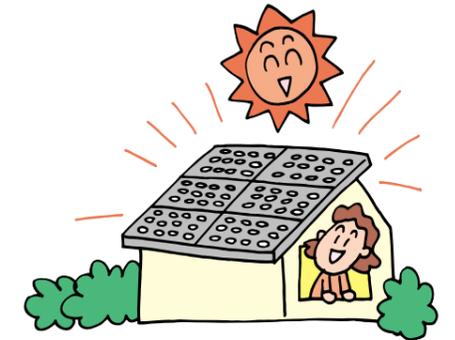
### 補助金対象範囲

- ・太陽電池モジュール、架台、接続箱、インバーター、発生電力量計、直流側開閉器、保護装置、売買電力量計、配線・配線器具の購入、据付、設置工事に関する費用

### 補助金の額

設置（購入）した太陽光発電システムの最大出力の値（kW表示とし、小数点以下第2未満は四捨五入）に1kW当たり4万円を乗じて得た額。ただし、補助金限度額は12万円となります。

お問い合わせ・申請先 役場産業課林政・商工観光グループ ☎76-2151 内線315



## 木質ペレットストーブ購入費補助のご案内

津別町の豊富な森林資源を活かし、化石燃料の代替による二酸化炭素の追加的排出の伴わないバイオマスエネルギーの利活用を推進し、地球温暖化防止対策、森林の多面的機能の向上及び資源の地産地消による地域資源循環システムの構築を目的に、木質ペレットストーブを購入する方に対し、購入費の一部を補助します。

### 補助の対象者

津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会などの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方  
町税を滞納していない方  
平成23年3月31日までに購入し、設置できる方  
ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニター調査に協力できる方

### 補助金の額等

ペレットストーブ（中古品を除く）本体（設置費等を除く）の税抜き価格の2分の1以内（千円未満は切り捨て）で、1台20万円を限度とします。  
平成22年度は、10台の補助を予定しています。（町の予算枠を満了次第、締め切りとなります）

### その他

設置完了後、補助事業等実績報告書を提出していただきます。  
町による現地確認調査を実施します。  
補助金の交付は、現地調査後となります。  
その他、津別町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱によります。

### 補助の申請書類

補助金等交付申請書  
経費の内訳が明記されている見積書の写し  
ペレットストーブ設置位図及び平面図  
町長が発行する納税証明書  
ペレットストーブの仕様等が確認できるカタログ

補助を希望される方は、ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。

お問い合わせ・申請先 役場産業課林政担当 ☎76-2151 内線259